

平成 19 年 6 月 29 日

日本司法支援センター

理事長 金 平 輝 子 殿

日本司法支援センター

監 事 馬 場 義 宣

監 事 羽 田 悦 朗

平成 18 年度監事監査の結果について

綜合法律支援法（平成 16 年法律第 74 号）第 23 条第 3 項及び監事監査規程（日本司法支援センター平成 18 年規程第 11 号）第 4 条に基づき実施した平成 18 年度監事監査について、同規程第 10 条第 1 項の規定により監査結果報告書を作成したので、別紙のとおり提出します。

平成 18 年度監事監査結果報告書

第 1 監査の種類

綜合法律支援法（平成 16 年法律第 74 号）第 23 条第 3 項及び監事監査規程（日本司法支援センター平成 18 年規程第 11 号）第 4 条に基づく定期監査

第 2 監査の対象

日本司法支援センターにおける業務の運営・執行状況及び会計処理状況

第 3 監査対象期間

平成 18 年 4 月 10 日から平成 19 年 3 月 31 日まで

第 4 監査項目

- 1 関係法令及び業務方法書その他諸規程等の遵守状況
- 2 中期計画及び年度計画の実施状況
- 3 組織の管理及び制度全般の運営状況
- 4 業務運営の効率化の状況
- 5 財務諸表及び決算報告書の適否
- 6 資産の取得、管理及び処分の状況
- 7 その他業務に関する重要な事項

第 5 監査の結果

執行部会への定期的な出席、監事監査規程第 11 条に基づき監事に回付される各種文書（会計監査人作成の監査報告書、内部監査規程第 12 条に基づく監査報告書等を含む。）の点検、本部及び東京地方事務所役職員からの説明聴取等の方法により、第 4 記載の監査項目について、監査を実施した結果、いずれの点についても特に問題はなく、業務の運営・執行及び会計処理は適正かつ効率的に行われていると認める。

なお、是正又は改善の必要があると認める事項はなかった。